

ひょうごの空き家を改修するなら

「空き家活用支援事業」

～住宅・事業所・地域交流拠点への活用を支援します～

令和8年4月13日(月)から

市町窓口にて受付開始!

注) 先着順ですので予算上限に達し次第終了します。



◆◆◆◆◆ 主な補助対象条件 ◆◆◆◆◆

地域

兵庫県のうち、次の地域以外の地域

- 神戸市*1・姫路市*2・西宮市・尼崎市・明石市*1

*1: 神戸市垂水区・明石市松が丘の一部の区域においては、事業所型・地域交流拠点型で活用する場合に対象となります。

*2: 姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域は対象となります。

- 市街化区域*3*4

*3: 神戸市垂水区・明石市松が丘の一部の区域において事業所型・地域交流拠点型で活用する場合の市街化区域は対象となります。

*4: 合併前の旧香寺町(姫路市)、滝野町(加東市)、新宮町・揖保川町・御津町(たつの市)の市街化区域は対象となります。

空き家

□一戸建て住宅の空き家or共同住宅の空き住戸のうち、以下の全てに該当するもの

- 空き家期間が6箇月以上であるもの、もしくは空き家バンクに登録されているもの
- 築20年以上経過したもの
- 台所、浴室、便所の水回り設備のいずれかが10年以上更新されていないもの
- 耐震性能があるもの*5

*5: 昭和56年5月31日以前に着工された空き家の場合、申請前に耐震診断を行う必要があります。

(耐震診断の結果、基準に満たない場合でも、改修事にあわせて耐震改修する場合も可)

- 「土砂災害特別警戒区域」「災害危険区域」等に位置していないもの

その他

□改修内容のSNS等での情報発信や広報用資料の提供など

(補助タイプごとに要件が異なりますので、詳細はホームページにてご確認ください。)

□補助事業の完了後、10年以上活用すること



申請後、交付決定を受けた後に工事契約・工事着手をしてください。
(交付決定前に契約されたものは申請を受け付けることができません。)

■住宅型

区分	補助対象事業費	補助金額（タイプ別）				
		一般		若年・子育て世帯*1 UJターン世帯*2	学生シェア ハウス*3	
		歴史的景観形成 地区の区域*7				
一戸建て住宅	100万円未満	対象外				
	100万円以上 150万円未満	40万円	46万円	60万円	60万円	
	150万円以上 200万円未満	60万円	69万円	85万円	85万円	
	200万円以上 250万円未満	75万円	86万円	110万円	110万円	
	250万円以上 300万円未満	90万円	104万円	135万円	135万円	
	300万円以上 350万円未満	100万円	115万円	150万円	160万円	
	350万円以上 400万円未満				185万円	
	400万円以上				200万円	
	共同住宅	100万円未満	対象外			
		100万円以上 150万円未満	40万円	46万円	60万円	60万円
150万円以上 200万円未満		60万円	69万円	85万円	85万円	
200万円以上 250万円未満		65万円	75万円	100万円	110万円	
250万円以上 300万円未満					135万円	
300万円以上					150万円	

■事業所型

区分	補助対象事業費	補助金額（タイプ別）				
		一般		UJターン*4		
		歴史的景観形成 地区の区域*7		歴史的景観形成 地区の区域*7		
一戸建て住宅	150万円未満	対象外				
	150万円以上 200万円未満	60万円	69万円	85万円	94万円	
	200万円以上 250万円未満	75万円	86万円	110万円	121万円	
	250万円以上 300万円未満	90万円	104万円	135万円	149万円	
	300万円以上 350万円未満	110万円	126万円	160万円	176万円	
	350万円以上 400万円未満	125万円	144万円	185万円	204万円	
	400万円以上 450万円未満	140万円	161万円	210万円	231万円	
	450万円以上	150万円	172万円	225万円	247万円	
	共同住宅	150万円未満	対象外			
		150万円以上 200万円未満	60万円	69万円	85万円	94万円
200万円以上 250万円未満		75万円	86万円	110万円	121万円	
250万円以上 300万円未満		90万円	104万円	135万円	149万円	
300万円以上 350万円未満		110万円	126万円	160万円	176万円	
350万円以上		115万円	132万円	175万円	192万円	

■地域交流拠点型*5

区分	補助対象事業費*6	補助金額	
		歴史的景観形成 地区の区域*7	
一戸建て住宅	100万円未満	対象外	
	100万円以上 200万円未満	75万円	82万円
	200万円以上 400万円未満	150万円	165万円
	400万円以上 600万円未満	250万円	275万円
	600万円以上 800万円未満	350万円	385万円
	800万円以上 1,000万円未満	450万円	495万円
	1,000万円以上	500万円	550万円
	共同住宅	100万円未満	対象外
100万円以上 300万円未満		100万円	110万円
300万円以上 500万円未満		200万円	220万円
500万円以上 700万円未満		300万円	330万円
700万円以上		350万円	390万円

- *1 若年・子育て世帯：夫婦の合計年齢が80歳未満又は高校卒業までの子ども若しくは妊娠している者が同居している世帯で、空き家を取得するもの。
- *2 UJターン世帯：県外から県内に転入する世帯で空き家を取得するもの。なお、県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年以内の世帯も対象。
- *3 学生シェアハウス：2人以上の学生が居住できるよう専用の居室が備えられ、台所・トイレ及び玄関を共用する住宅。
- *4 UJターン：県外に住所を有する者が、県内1件目の自己業務用の事業所として活用する場合で空き家を取得するもの。
- *5 地域交流拠点：ワーケーション施設、定額制多拠点居住サービス施設、コワーキングスペース又は地域活性化に資するものとして市町の推薦を受けた施設
- *6 コワーキングスペースを設ける場合、事務機器取得費を100万円まで補助対象事業費に計上することが可能。ただし、改修工事費が100万円以上の場合に限る。
- *7 景観の形成等に関する条例に基づき県が指定する歴史的景観形成地区又は市が指定する同等の地区にて、住宅宿泊施設、事業所又は地域交流拠点等の観光振興に資するものとして市町の推薦を受けた施設に限る。（他タイプに同じく、市街化区域内や危険区域内等の補助対象条件を外れる場合は、歴史的景観形成地区の区域内であっても対象外となりますのでご注意ください。）

その他詳細は兵庫県の「空き家活用支援事業」ホームページをご確認ください。→

